

株主各位

東京都目黒区東山三丁目8番1号

株式会社 **鉄人化計画**

代表取締役社長 岡崎 太輔

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年11月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年11月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都目黒区東山三丁目8番1号 東急池尻大橋ビル2階
株式会社鉄人化計画 本社大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第21期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」並びに連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tetsujin.ne.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会の添付書類には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、2019年11月25日（月曜日）までに修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tetsujin.ne.jp>）にて掲載することにより、修正事項をお知らせいたします。
 - ◎株主総会終了後、株主の皆様へ今後の展望についての説明会を開催する予定であります。この機会に是非当社に対する理解を深めていただきたいと思います。

(添付書類)

事業報告

(2018年9月1日から2019年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、引き続き堅調な雇用・所得環境や内需に支えられ緩やかな景気回復が続くものの、米中貿易摩擦等の激化による世界経済の不確実性や消費税率の引き上げを控えての消費への影響など、依然として先行き不安定な状況で推移いたしました。

一方、カラオケ業界におきましては、需要は底堅く存在するものの、大手チェーンオペレーターを中心とした店舗拡大策、一部大手のカラオケチェーン店間の経営統合の実施などにより同市場の寡占化が進行し、首都圏の出店競争が激化する中、余暇市場全体の変化に対応した成長戦略が求められております。

このような状況の中、当社グループは、期初の経営方針に沿って業界における差別化されたポジションを確立すべく、事業間のシナジー創出や各種知的財産とのコラボレーション企画の推進・拡大等、独自の施策に取り組んでまいりました。「カラオケの鉄人」においてはリブランディングを実施し、新しいブランドコンセプトに基づいたサービス見直しを実施してまいりました。独自開発の選曲リモコン「カラ鉄ナビ」については、デザインを全面リニューアルするとともに楽曲検索インターフェースの処理速度を大幅に改良いたしました。また、各種知的財産等とのコラボレーション企画においては異業種を含む他社店舗等にも顧客接点を広げ、収益機会の拡大に取り組んでまいりました。今後は引き続き積極的なシステム投資のもと、選曲リモコンを活用して料金決済をセルフ化する独自サービス「カラ鉄GO」を2020年8月期前半にリリースするほか、チェックインや飲食注文まで含む店舗内の動作を総合的にスマート化しつつ新たなエンターテインメントを提供するサービスの開始を2020年8月期中に予定しております。

M&Aにおいては、2019年3月1日に当期2店舗目の出店となる「カラオケの鉄人松戸アネックス店」を事業譲受によりオープンいたしました。同店は、フロア内に飲食専門店を併設するコラボレーション業態を取り、個室や飲食の提供といった業務においてリソースを共通化することで運営の効率化とサービス向上を両立させる、当社初の試みとなりました。また、2019年6月21日にはブライダルレストラン「8G HORIE River Terrace Wedding」を事業譲受により当社の事業といたしました。この事業譲受により、飲食等のサービス開発において当社の既存

事業とのシナジーを創出するだけでなく、人材や事業の開発拠点を関西圏に獲得いたしました。

社内制度においては、貢献意欲や士気を一層高め優秀な人材の定着率向上を図るとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、取締役及び従業員に対するストック・オプションの発行を2018年12月及び2019年5月に行いました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,165百万円（前年同期比2.6%減）、営業利益203百万円（前年同期比65.8%増）、経常利益160百万円（前年同期比147百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益168百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失193百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

当連結会計年度より「カラオケルーム運営事業」を「カラオケ・飲食事業」へ、「CP事業」を「メディア・コンテンツ企画事業」へセグメント名称を変更しております。まず、「カラオケルーム運営事業」としておりました報告セグメントの名称変更は、カラオケルームで提供するサービスの複合業態化に伴うものです。次に「CP事業」としておりました報告セグメントの名称変更は、従来のデバイス向けのものに加えてwebを含む多様な媒体にてコンテンツ配信を開始したことに伴うものです。この名称変更に伴う金額的影響はありません。なお、前連結会計年度の報告セグメント情報についても、変更後の名称で表示しております。

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社グループでは、顧客に対するサービスの内容により、事業をカラオケルーム店舗及び当期より開始した飲食店舗の運営と、モバイルコンテンツの開発・提供及び当期より開始したweb媒体の運営に区分し、それぞれのセグメントで戦略を策定し、事業を展開しております。

以下の売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

（カラオケ・飲食事業）

当連結会計年度におけるカラオケ・飲食事業の売上高は6,987百万円（前年同期比1.0%減）、営業利益は758百万円（前年同期比15.0%増）となりました。

競合各社の都心部繁華街立地への集中出店により競争が激化する中、前事業年度から継続する厳選した出店戦略の成果として2018年12月21日に新店舗「カラオケの鉄人五反田西口店」をオープンしました。また、「カラオケの鉄人」全店舗で無料Wi-Fiとスマートフォン充電器の無料貸し出しサービスを完備したほか、選曲リモコン「カラ鉄ナビ」の全面リニューアル、POSシステムに対する複数の

モバイル決済サービスの連携開発等の諸施策によってサービス向上を図ってまいりました。さらに、店舗スタッフの適正配置、店舗運営品質の維持・強化を図る店舗リニューアル・営繕、売上獲得のための各種販売促進施策の実施などの結果、比較可能な既存店※の当連結会計年度における売上高の前年同期比は101.4%となりました。

※ 比較可能な既存店とは、営業開始後12ヶ月を経過して営業を営んでいる店舗で前年対比が可能なものをいいます。

(メディア・コンテンツ企画事業)

当連結会計年度におけるメディア・コンテンツ企画事業の売上高は145百万円(前年同期比12.6%減)、営業利益は110百万円(前年同期比0.0%減)となりました。

「カラオケの鉄人モバイル」サイトを中心に主にフィーチャーフォン向けのサービス運営を行っておりますが、スマートフォンへの切り替えが進み、減収・減益となっております。

(その他)

当連結会計年度におけるその他の売上高は33百万円(前年同期比75.1%減)、営業利益は7百万円(前年同期営業損失9百万円)となりました。

不動産賃貸業は計画通りの業績で進捗いたしました。当社100%連結子会社であるTETSUJIN USA Inc. が米国グアム準州タモン地区の「Guam Reef & Olive Spa Resort」内で運営するエンターテインメントレストラン1店舗は2018年10月に営業閉鎖をしており、減収となっております。

事業の種類別セグメントの売上高は次のとおりであります。

区 分	第 20 期		第 21 期			
	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減比 (%)
カラオケ・飲食事業	7,055	95.9	6,987	97.5	△68	△1.0
メディア・コンテンツ企画事業	166	2.3	145	2.0	△20	△12.6
そ の 他	132	1.8	33	0.5	△99	△75.1
調 整 額 (注 4)	—	—	—	—	—	—
合 計	7,354	100.0	7,165	100.0	△188	△2.6

(注) 1. 上記の金額には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

2. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

3. 「その他」の事業は、「音響設備販売事業」及び「不動産賃貸事業」等であります。

4. 調整額は、セグメント間の内部取引消去であります。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中の重要な設備投資につきましては、主として新店出店及びカラオケ設備の更新を行い、その設備投資額は431百万円となりました。

(3) 重要な資金調達の状況

増資及び社債発行、多額の借入れによる資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020年8月期よりカラオケ・飲食事業の差別化推進、収益の柱となる新たな事業・業態の開発、全社業務改革・生産性向上を掲げて経営に注力してまいります。主たる事業であるカラオケ・飲食事業における競合他社との競争激化が常態化する中、当社と顧客の双方への新たな価値創造により差別化する“バリューイノベーション”によって成長を続ける企業体質への変革を図っております。今後は、店舗、IT、人材の力を有機的に掛け合わせることで事業の差別化と収益力の強化を実現することを経営目標として、当社の強みを生かせる新規中核事業の育成やカラオケ店舗の積極的出店に取り組んでまいります。

①カラオケ・飲食事業の差別化推進

当事業におきましては、カラオケルーム運営業者間の競争がますます激化する環境の中、当社は社内にシステム開発の人的リソースを有する強みを生かし、ITによって店舗運営の課題解決と新たな価値創出を同時に実現するサービス開発を推進するとともに、厳選した新規出店の継続に取り組んでおります。店舗においては、店舗原価削減やメニューの改良、顧客層の分析、適正人員配置を含めた更なる効率化、優位な不動産物件の確保、さらには今後の出店や他業種とのコラボレーション店舗の増加を見越した人員の確保等が事業の成長にとって重要な課題となります。こうした中、システムに関する投資と開発を継続して店舗の運営効率を高める策を講じつつ、カラオケ事業とのシナジーを見込めるM&Aや、売上・賃料等を基に一定基準の投資回収が確保できる物件への新規出店等に積極的に取り組んでまいります。

②新たな事業・業態の開発

『赤から鍋』や『鶏セセリ鍋』を主力商品として全国展開する飲食店「赤から」と「カラオケの鉄人」のコラボレーション業態の開発やブライダルレストラン「8G HORIE River Terrace Wedding」の事業譲受等、当社グループ内における事業シナジーを創出するM&A等を推進しております。こうした中、当社グループの経営理念や経営方針を理解し、新たなサービスや事業を開発・推進できる人材の確保を重要な課題と認識しております。当社グループの既存サービスやコンテンツとのシナジーが高い事業分野への積極的な進出及び他企業・他業態とのアライア

ンス等を進めるとともに、評価制度やインセンティブ設計、社内教育の強化・改良による従業員の育成に取り組んでまいります。

③全社業務改革・生産性向上

他社との競争激化に加えて少子高齢化による人手不足や人件費の上昇は業績へ大きく影響しており、カラオケ店舗及び飲食店舗の運営事業における生産性の向上は重要な課題となっております。M&A等によって事業規模を拡大する中、事業間のリソースの共有によって効率化を図るとともに、カラオケ・飲食事業におけるチェーンオペレーターとしてのスケールメリットを通じたコスト削減策やITを活用した省人化策を実行してまいります。本社の間接部門においては、業務改廃や管理システムの改善等によって生産性を向上し、新規事業を含む当社グループの事業全体を最小のリソースで支えるべく業務改革を推進することで、中長期にわたり安定した事業収益構造への転換を行い、営業利益の向上を図ってまいります。

当社グループではこうした取り組みを通じて、主力事業であるカラオケ・飲食事業の収益力回復により、確実な業績回復に努めてまいります。株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 18 期	第 19 期	第 20 期	第 21 期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	8,025,547	7,830,901	7,354,447	7,165,769
経常利益又は経常損失(△)(千円)	183,466	△167,716	13,326	160,691
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△349,025	△1,584,162	△193,595	168,196
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△56.20	△255.07	△28.89	21.69
総 資 産(千円)	7,540,897	5,799,315	5,542,572	5,471,703
純 資 産(千円)	1,612,010	16,989	376,837	553,399

(注) 1. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準 第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

2. 当連結会計年度より、受取設備利用料等の表示方法を営業外収益から売上高へ変更しており、前連結会計年度は表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 18 期	第 19 期	第 20 期	第 21 期 (当事業年度)
売 上 高(千円)	7,909,354	7,700,781	7,246,756	7,150,758
経常利益又は経常損失(△)(千円)	175,843	△198,240	12,261	163,273
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△410,435	△1,581,597	△194,535	170,788
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△66.09	△254.66	△29.03	22.02
総 資 産(千円)	7,536,148	5,791,025	5,537,000	5,472,878
純 資 産(千円)	1,616,288	16,379	376,854	553,320

(注) 1. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準 第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

2. 当事業年度より、受取設備利用料等の表示方法を営業外収益から売上高へ変更しており、前事業年度は表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容 (2019年8月31日現在)

当社グループは、首都圏を中心としたカラオケ店「カラオケの鉄人」の営業を主な事業とする他、飲食店、ブライダルレストランの営業、音響設備等のシステム開発及び保守、音源コンテンツの制作及び販売等の事業等を行っております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。

事業部門	主要な事業内容
カラオケ・飲食事業	カラオケ店の営業 (カラオケの鉄人等)
	飲食店、ブライダルレストランの営業
メディア・コンテンツ企画事業	携帯電話向け音源の制作及び販売、コンテンツ配信
その他の	音響設備等のシステム開発及び保守

(7) 主要な営業所及び店舗 (2019年8月31日現在)

当社

株式会社鉄人化計画	本社 (東京都目黒区東山三丁目8番1号)	
	店舗	カラオケ・飲食複合店 (55店舗) 東京都37店舗、神奈川県14店舗、千葉県4店舗
		まんが喫茶 (複合カフェ) (1店舗) 東京都1店舗
		ブライダルレストラン (1店舗) 大阪府1店舗

(8) 従業員の状況 (2019年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
男 性	126名
女 性	37名
合 計	163名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数には、パートタイマー等560名（1日8時間換算による期中平均人員）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	126名	22名増	35.1歳	5.0年
女 性	37名	12名増	30.8歳	3.4年
合計又は平均	163名	34名増	34.7歳	4.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 社外への出向者はおりません。
3. 従業員数には、パートタイマー等560名（1日8時間換算による期中平均人員）は含まれておりません。

(9) 重要な親会社と子会社の状況 (2019年8月31日現在)

① 親会社との状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
TETSUJIN USA Inc. ※	182百万円	100%	エンターテインメントレストランの営業

※エンターテインメントレストランは営業を閉鎖し、清算手続き中です。

(10) 主要な借入先 (2019年8月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,360,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	700,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	500,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2019年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,712,000株
(2) 発行済株式総数 8,232,200株（自己株式 476,600株を含む）
(3) 株主数 7,672名（前期末比 321名減）
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ファースト・バシフィック・キャピタル有限会社	3,063,900株	39.50%
株式会社エクシング	505,000株	6.51%
株式会社第一興商	505,000株	6.51%
株式会社横浜銀行	240,000株	3.09%
日野洋一	200,100株	2.58%
株式会社エボラブルアジア	200,000株	2.57%
吉田嘉明	182,200株	2.34%
佐藤幹雄	162,600株	2.09%
株式会社グッドスマイルカンパニー	80,000株	1.03%
日野元太	72,000株	0.92%

- (注) 1. 当社は自己株式476,600株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務の執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年8月31日現在）

2018年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
700個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 70,000株
(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株)
- ・新株予約権の払込価額
金銭の払込みを要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり33,700円（1株当たり337円）
- ・新株予約権を行使することができる期間

2020年12月13日から2028年11月26日までとする。

- ・新株予約権行使の条件
 - ①新株予約権の一部行使は認めない。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合において取締役会決議により当社もしくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザーもしくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、又は、取締役会決議をもって特に認めたときはこの限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。
 - ④その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。
- ・当社役員の保有状況
当社取締役 2名 700個

(2) 当事業年度中に職務の執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

2018年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,481個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 148,100株
(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株)
- ・新株予約権の払込価額
金銭の払込みを要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり33,700円(1株当たり337円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
2020年12月13日から2028年11月26日までとする。
- ・新株予約権行使の条件
 - ①新株予約権の一部行使は認めない。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合において取締役会決議により当社もしくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザーもしくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、又は、取締役会決議をもって特に認めたときはこの限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。

④その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。

- ・当社従業員への交付状況
当社従業員 115名 1,481個

2019年5月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
103個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 10,300株
(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株)
- ・新株予約権の払込価額
金銭の払込みを要しないものとする。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり39,400円(1株当たり394円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年5月29日から2029年5月12日までとする。
- ・新株予約権行使の条件
 - ①新株予約権の一部行使は認めない。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合において取締役会決議により当社もしくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザーもしくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、又は、取締役会決議をもって特に認めたときはこの限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。
 - ④その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。
- ・当社従業員への交付状況
当社従業員 21名 103個

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 崎 太 輔	事業本部 本部長
取 締 役	滝 江 成 吉	執行役員 兼 支援管理本部 本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 尾 敏 仁	株式会社ケイブ取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	野 宮 拓	日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士 カブドットコム証券株式会社社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 口 英 世	

- (注) 1. 取締役 小尾敏仁、野宮拓、西口英世の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、小尾敏仁、西口英世の両氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定に基づき、独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていたため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、その支給水準については、経済情勢、当社の財政状況、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の内容を参考にし、監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員の協議により決定することとしております。

当事業年度に係る取締役の報酬等の額につきましては次のとおりであります。

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	2名 (-名)	40,500千円 (-千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	15,300千円 (15,300千円)
合 計	5名	55,800千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
なお、当事業年度における使用人兼取締役の使用人分給与はありません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が社外取締役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先	当社との関係
取締役 (監査等委員)	小尾敏仁	株式会社ケイブ取締役（監査等委員）	—
取締役 (監査等委員)	野宮拓	日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士 カブドットコム証券株式会社社外取締役	(注) 1

(注) 1. 社外取締役 野宮拓氏は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同所と顧問契約を結んでおりますが、当事業年度における取引額は、当社の連結売上高及び同所の連結売上高のいずれれに対しても0.1%未満と僅少です。また、当社は同氏に対して役員報酬以外に金銭その他の財産を支払っておりません。

2. 上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員)	小尾敏仁	当事業年度開催の取締役会16回のうち全て、及び監査等委員会13回のうち全てに出席し、企業経営に関する幅広い見識と財務及び会計に関する専門知識に基づき、議案・審議等に必要の助言・発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	野宮拓	当事業年度開催の取締役会16回のうち全て、及び監査等委員会13回のうち全てに出席し、長年にわたり弁護士として専門的知識を養われているほか、企業経営を取り巻く環境についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要の助言・発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	西口英世	当事業年度開催の取締役会16回のうち全て、及び監査等委員会13回のうち全てに出席し、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験から、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

太陽有限責任監査法人 25,500千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

太陽有限責任監査法人 25,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約について、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりません。実質的に区分できないことから上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

③ 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画説明書の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検討した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の独立性や専門性並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会は、この決定に基づいて当該議案を株主総会に提出することといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の状況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

本事業報告中の記載金額及び記載数値につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,883,343	流 動 負 債	1,437,473
現金及び預金	1,321,138	買掛金	124,956
受取手形及び売掛金	140,514	短期借入金	60,000
商品及び製品	2,645	1年内返済予定の長期借入金	392,800
原材料及び貯蔵品	45,330	リース債務	56,595
前払費用	224,674	未払金	30,046
その他	150,337	未払費用	596,922
貸倒引当金	△1,297	未払法人税等	42,318
固 定 資 産	3,588,360	賞与引当金	36,641
有 形 固 定 資 産	1,797,711	ポイント引当金	19,603
建物及び構築物	1,199,511	資産除去債務	2,500
車両運搬具	0	その他	75,089
工具、器具及び備品	106,711	固 定 負 債	3,480,830
土地	327,468	長期借入金	3,107,200
リース資産	155,470	リース債務	116,059
建設仮勘定	8,550	資産除去債務	206,547
無 形 固 定 資 産	75,272	その他	51,023
のれん	44,019	負 債 合 計	4,918,304
その他	31,253	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,715,376	株 主 資 本	534,016
繰延税金資産	80,396	資 本 金	1,021,609
差入保証金	1,623,293	資 本 剰 余 金	1,014,767
その他	14,374	利 益 剰 余 金	△1,325,810
貸倒引当金	△2,687	自 己 株 式	△176,550
資 産 合 計	5,471,703	その他の包括利益累計額	13,705
		為替換算調整勘定	13,705
		新 株 予 約 権	5,677
		純 資 産 合 計	553,399
		負 債 純 資 産 合 計	5,471,703

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高		7,165,769
売 上	原 価		5,801,224
売 上	総 利 益		1,364,545
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,161,269
営 業 利 益			203,275
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		24	
協 賛 金 収 入		3,357	
そ の 他		4,519	7,901
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		42,577	
為 替 差 損		3,664	
そ の 他		4,243	50,485
経 常 利 益			160,691
特 別 利 益			
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 益		29,664	29,664
固 定 資 産 除 却 損		3,784	
減 損 損 失		20,403	24,187
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			166,168
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		19,192	
法 人 税 等 調 整 額		△21,221	△2,028
当 期 純 利 益			168,196
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			168,196

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年9月1日残高	1,021,609	1,014,767	△1,494,006	△176,550	365,820
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			168,196		168,196
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	168,196	-	168,196
2019年8月31日残高	1,021,609	1,014,767	△1,325,810	△176,550	534,016

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
2018年9月1日残高	11,017	11,017	-	376,837
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				168,196
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	2,688	2,688	5,677	8,365
連結会計年度中の変動額合計	2,688	2,688	5,677	176,561
2019年8月31日残高	13,705	13,705	5,677	553,399

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年10月18日

株式会社鉄人化計画
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鉄人化計画及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,884,517	流動負債	1,438,727
現金及び預金	1,305,257	買掛金	124,956
売掛金	140,514	短期借入金	60,000
商品及び製品	2,645	1年内返済予定の長期借入金	392,800
原材料及び貯蔵品	45,330	リース債務	56,595
前払費用	224,674	未払金	30,045
未収入金	145,941	未払費用	596,292
その他	49,569	未払法人税等	42,318
貸倒引当金	△29,415	未払消費税等	19,978
固定資産	3,588,360	前受金	3,287
有形固定資産	1,797,711	預り金	23,459
建物	1,187,136	前受収益	11,437
構築物	12,374	資産除去債務	2,500
車両運搬具	0	賞与引当金	36,641
工具、器具及び備品	106,711	ポインント引当金	19,603
土地	327,468	その他	18,811
リース資産	155,470	固定負債	3,480,830
建設仮勘定	8,550	長期借入金	3,107,200
無形固定資産	75,272	リース債務	116,059
ソフトウェア	19,591	資産除去債務	206,547
その他	44,019	その他	51,023
投資その他の資産	1,715,376	負債合計	4,919,558
関係会社株式	10,000	純資産の部	
関係会社長期貸付金	35,667	株主資本	547,643
繰延税金資産	80,395	資本剰余金	1,021,609
差入保証金	1,623,293	資本剰余金	1,013,959
その他	4,374	資本準備金	1,013,959
貸倒引当金	△38,355	利益剰余金	△1,311,376
資産合計	5,472,878	その他利益剰余金	△1,311,376
		繰越利益剰余金	△1,311,376
		自己株式	△176,550
		新株予約権	5,677
		純資産合計	553,320
		負債純資産合計	5,472,878

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,150,758
売 上 原 価		5,779,541
売 上 総 利 益		1,371,217
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,159,670
営 業 業 利 益		211,547
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	654	
協 賛 金 収 入	3,357	
そ の 他	4,408	8,421
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42,608	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,329	
そ の 他	5,757	56,695
経 常 利 益		163,273
特 別 利 益		
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	29,664	29,664
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	3,784	
減 損 損 失	20,403	24,187
税 引 前 当 期 純 利 益		168,749
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,192	
法 人 税 等 調 整 額	△21,231	△2,038
当 期 純 利 益		170,788

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2018年9月1日残高	1,021,609	1,013,959	1,013,959	△1,482,165	△1,482,165	△176,550	376,854
事業年度中の変動額							
当期純利益				170,788	170,788		170,788
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	170,788	170,788	—	170,788
2019年8月31日残高	1,021,609	1,013,959	1,013,959	△1,311,376	△1,311,376	△176,550	547,643

	新株予約権	純資産合計
2018年9月1日残高	—	376,854
事業年度中の変動額		
当期純利益		170,788
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	5,677	5,677
事業年度中の変動額合計	5,677	176,465
2019年8月31日残高	5,677	553,320

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年10月18日

株式会社鉄人化計画
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の2018年9月1日から2019年8月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2019年10月24日

株式会社 鉄人化計画 監査等委員会
監査等委員 小尾 敏 仁 ⑩
監査等委員 野 宮 拓 ⑩
監査等委員 西 口 英 世 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの今後の事業活動の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の追加をお願いするものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条（条文省略） （目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～27（条文省略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>28.</u> 前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条（現行どおり） （目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～27（現行どおり） <u>28.</u> <u>遊技場および店舗等の商業施設の運営、経営、管理および有効活用</u> <u>29.</u> <u>子会社および関係会社に対する経営管理および経営指導</u> <u>30.</u> 前各号に附帯関連する一切の業務</p>

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じております利益剰余金欠損額を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当や自己株式取得等の株主還元策が実現できる状態にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少及び会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額の減少を行った上で、その全額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当いたします。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少するものであり、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額に変更を生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

（1）減少する資本金の額

2019年8月31日現在の資本金の額1,021,609,892円のうち、921,609,892円減少して100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2020年1月1日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2019年8月31日現在の資本準備金の額1,013,959,892円を全額減少して、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年1月1日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

上記1及び2の資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少が効力を生じることを条件として、次のとおり会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少により生ずるその他資本剰余金921,609,892円と2019年8月31日現在のその他資本剰余金1,013,959,892円を合計した額の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充たいたします。

減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金1,935,569,784円

増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金1,935,569,784円

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名の選任をお願いするものであります。

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補の指名を行うにあたっては、当該人物の経験、知識、能力等を総合的に勘案のうえ、監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会にて決定しております。

なお、本議案については、監査等委員会から、特段指摘すべき事項はない旨の確認を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center;">おかざき だいすけ 岡崎 太輔 (1971年4月25日生)</p>	1994年4月 株式会社東京都民銀行（現株式会社 きらぼし銀行）入社	一株
	2000年10月 カルチュア・コンビニエンス・クラ ブ株式会社入社	
	2004年1月 株式会社ファンライフ設立 代表取締役CFO	
	2006年1月 株式会社シーアンドシーメディア取 締役CFO兼社長室長	
	2007年10月 株式会社インサイトテクノロジー取 締役経営企画管理本部長	
	2011年10月 株式会社エスクリ入社	
	2012年12月 同社管理本部長	
	2013年4月 同社執行役員管理本部担当	
	2013年5月 株式会社渋谷取締役 SHIBUTANIエステート・パートナ ーズ株式会社取締役	
	2013年6月 株式会社エスクリ取締役兼上級執行 役員管理本部管掌兼管理本部長	
	2015年7月 ファースト・バシフィック・キャピ タル有限公司	
	2015年10月 マネージングディレクター社長室長 One For All (Singapore) Pte. Ltd. Director	
	One Step (Singapore) Pte. Ltd. Director	
	2016年9月 株式会社えがお常務取締役	
	2016年11月 学校法人環境造形学園理事	
	2016年12月 株式会社食彩ホールディングス常務 取締役	
	2017年4月 株式会社アクティビティサポート取 締役	
	2017年5月 株式会社シルバーボックス・プリン シバル執行役員社長 株式会社ウッシーナ常務取締役 株式会社神戸クルーザー常務取締役 株式会社コンチェルト常務取締役	
2017年8月 当社代表取締役社長（現任）		
2018年2月 当社店舗事業本部本部長		
2019年7月 当社事業本部本部長（現任）		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡崎太輔氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識、及び企業経営を取巻く環境についての深い知見を有していることから、その知識や経験等を当社経営に反映していただくため取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって約2年3ヶ月となります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	のみや たく 野宮 拓 (1976年3月7日生)	2000年3月 最高裁判所司法研修所卒業 2000年4月 弁護士登録・三井安田法律事務所入所 2004年8月 日比谷パーク法律事務所入所 2006年5月 米国ペンシルバニア大学ロースクール修士課程(LL.M.)修了 2006年9月 ヘインズ・アンド・ブーン法律事務所(ダラス)勤務 2007年3月 ニューヨーク州弁護士登録 2010年1月 日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士(現任) 2010年7月 社団法人日本プロサッカーリーグ 監事 2012年2月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ法務委員会委員長(現任) 2013年11月 国際サッカー連盟(FIFA)紛争解決室委員(クラブ代表) 2015年9月 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ法務委員会委員長(現任) 2017年6月 カブドットコム証券株式会社社外取締役(現任) 2017年8月 当社社外取締役 2017年11月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	一株
2	にしぐち ひでよ 西口 英世 (1951年7月8日生)	1970年3月 警視庁入庁 1977年12月 警視庁巡査部長 1980年1月 警視庁警部補 1992年3月 警視庁警部 2000年2月 荒川警察署 刑事課長 2001年9月 警視庁警視 2004年3月 公安第三課 課長代理 2006年8月 野方警察署 副署長 2007年8月 公安第三課 理事官 2009年1月 三鷹警察署 署長 2010年9月 公安第三課 課長 2011年2月 警視正 2011年8月 退任 2011年10月 三菱商事株式会社入社 2017年11月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	ながす けんいち 長洲 謙一 (1965年10月10日生)	1989年4月 コスモ証券株式会社(現岩井コスモ証券株式会社)入社 1998年8月 クレディ・リヨネ証券会社(現クレディ・アグリコル証券会社)入社 2000年9月 クレディ スイス ファースト ポストン証券会社(現クレディ・スイス証券株式会社)入社 2000年12月 ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 2004年12月 同社マネージング・ディレクター 2006年12月 同社パートナー 2014年1月 株式会社ウイングス設立 代表取締役社長(現任) 2014年7月 株式会社ATILE設立 代表取締役社長 2014年10月 日本駐車場開発株式会社社外取締役(現任) 2016年6月 京都大学非常勤講師(現任)	一株
4	ところ さとる 野老 寛 (1970年2月28日生)	1993年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入社 2000年2月 有限会社グラックス・アンド・アソシエイツ入社 2000年5月 同社株式会社への改組により同社取締役 2001年6月 有限会社シンクバンク入社 2001年10月 同社株式会社への改組により同社代表取締役 2003年10月 株式会社リサ・パートナーズ(株式会社シンクバンクと2003年9月に合併)取締役 2007年12月 株式会社キャサズ設立 代表取締役(現任) 2008年4月 アデックスリサーチアンドコンサルティング株式会社社外取締役(現任) 2013年5月 アイランドジャパン株式会社社外取締役(現任) 2017年11月 学校法人環境造形学園理事(現任)	一株

- (注) 1. 野宮拓氏は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同所と顧問契約を結んでおりますが、当事業年度における取引額は、当社の連結売上高及び同所の連結売上高のいずれに対しても0.1%未満と僅少です。また、当社は同氏に対して役員報酬以外に金銭その他の財産を支払っておりません。
2. 上記以外の各監査等委員である取締役候補者の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 野宮拓氏、西口英世氏、長洲謙一氏及び野老寛氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 野宮拓氏及び西口英世氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 西口英世氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届出をしております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

6. 野宮拓氏は、弁護士として専門的知識を培われているほか、企業経営を取り巻く環境についての知見を有しており、当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって約2年3ヶ月（うち監査等委員である取締役2年）となります。
7. 西口英世氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、警察官として培われたコンプライアンスに関する豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。なお、同氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって約2年となります。
8. 長洲謙一氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。金融業界での豊富な経験、及び企業買収等に関する豊富な知識を有しており、当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めにに基づき独立役員として届出をする予定であります。
9. 野老覚氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。会社経営者としての経験とガバナンスに関する豊富な知識を有しており、当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。
10. 当社は、取締役の選任が承認された場合、長洲謙一氏及び野老覚氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること並びに新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

取締役に付与する分につきましては、取締役に對する報酬等として会社法第361条に定める事項も併せてご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

取締役及び従業員の企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高めること及び従業員の経営参画・帰属意識の向上による優秀な人材の定着率向上を図るとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、取締役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、取締役に對し新株予約権を付与することにつきましては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の割当を受ける者

取締役1名及び従業員

(2) 新株予約権の総数

1,800個を上限とし、このうち、取締役に對しては300個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は180,000株を上限とする。（うち取締役については30,000株を上限。）ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調

整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率
かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数
についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数に
ついては、これを切り捨てるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約
権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額
(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取
引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通
株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値(終値がない
場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額
に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合
を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、
調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新
株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規
定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己
株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換でき
る証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予
約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は権利行使の場合
を除く。)、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生
じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数
から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数と

し、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項決定日から2年を経過した日より8年を経過するまでの範囲とする。ただし、行使期間の最終日が当社の営業日以外の日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(ii) 増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得の事由

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき)は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(ii) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件を成就できなくなったときは、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

⑦ 新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権の一部行使は認めない。

(ii) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く。)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合若しくは従業員が定年により退職した場合において取締役会決議により当社若しくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザー若しくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、又は、取締役会決議をもって特

に認めるときはこの限りではない。

(iii)新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。

(iv)その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。

3. 取締役の報酬等に関する事項

本議案は、取締役に対して、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額100百万円以内とする旨のご承認をいただいておりますが、これとは別枠にて、取締役に付与する新株予約権に関する報酬等につき、取締役に対して300個を上限に上記第2項の内容による本新株予約権を交付するものであります。なお、取締役における新株予約権の交付数につきましては、当該取締役の役割、当社業績への貢献度、業務成績、能力、取締役としての就任年数及び功労割合等の要素を総合的に考慮したうえ、当社取締役会において決定いたしたいと存じます。

取締役の報酬等として付与する上記第2項の内容による新株予約権の額は、割当日において算定した上記新株予約権1個当たりの公正価額に、取締役に割り当てる当該新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。上記新株予約権1個当たりの公正価額とは、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都目黒区東山三丁目 8 番 1 号
株式会社鉄人化計画
本社大会議室（東急池尻大橋ビル 2 階）
電話番号 03-3793-5111



〔交 通〕

- 東急田園都市線「池尻大橋」駅
東口より徒歩 5 分